

令和5年1月 校長会資料

1	学力向上の取組について……………	1
2	2学期 各校における読書活動の成果と課題について……………	2
3	指導教諭について……………	3
4	情報担当の指導主事 2学期の学校訪問より……………	4
5	令和4年度 多文化共生教育実践EXPOについて……………	5
6	「じんけんフェスタinすずか」について……………	6
7	生徒指導提要について……………	8
8	自転車乗車時のヘルメット着用義務化について……………	9
9	教職員の綱紀粛正及び服務規律の確保について……………	10
10	教職員の交通事故防止について……………	15
11	令和4年度末教職員退職者関係書類の提出について……………	17
12	令和4年度公立学校職員の定年前早期退職者募集実施要項等について……………	20
13	時間外労働時間縮減の取組状況について……………	26

1 学力向上の取組について

(1) 各校における「学習や生活習慣等に関する質問調査」の活用について

学習や生活習慣等に関する質問調査 (例)

	R4 2学期			3時間以上の割合	R4 1学期	R4 2学期	前回からの変化	
	1年生 回答人数	2年生 回答人数	3年生 回答人数					
1 普段(月曜日から金曜日)、1日当たりどれくらいの時間、テレビゲーム(コンピュータゲーム、携帯式のゲーム、携帯電話やスマートフォンを使ったゲームも含む)をしますか	4時間以上	20	20	15				
	3時間以上、4時間より少ない	25	25	15				
	2時間以上、3時間より少ない	20	20	25	1年生	47.6	45.0	-2.6
	1時間以上、2時間より少ない	20	20	25	2年生	46.9	45.0	-1.9
	1時間より少ない	15	15	20	3年生	29.8	30.0	0.2
全くしない	0	0	0					
2 普段(月曜日から金曜日)、1日当たりどれくらいの時間、携帯電話やスマートフォンでSNSや動画視聴などをしますか(携帯電話やスマートフォンを使って学習する時間やゲームをする時間は除く)	4時間以上	15	15	10				
	3時間以上、4時間より少ない	20	20	20	1年生	—	35.0	—
	2時間以上、3時間より少ない	20	20	20	2年生	—	35.0	—
	1時間以上、2時間より少ない	15	15	20	3年生	29.5	30.0	-0.5
	30分以上、1時間より少ない	10	10	10				
30分より少ない	10	10	10					
携帯電話やスマートフォンを持っていない	10	10	10					
3 学校の授業時間以外に、普段(月曜日から金曜日)、1日当たりどれくらいの時間、勉強をしますか(学習塾で勉強している時間や家庭教師の先生に教わっている時間、インターネットを活用して学ぶ時間も含む)	3時間以上	10	10	15				
	2時間以上、3時間より少ない	20	20	25	1年生	62	55.0	-7.0
	1時間以上、2時間より少ない	25	25	30	2年生	55.7	55.0	-0.7
	30分以上、1時間より少ない	20	20	15	3年生	69.5	70.0	0.5
	30分より少ない	15	15	10				
4 学校の授業時間以外に、普段(月曜日から金曜日)、1日当たりどれくらいの時間、読書をしますか(教科書や参考書、漫画や雑誌は除く)	1時間以上	1	3	1				
	30分以上	3	3	3	1年生	52.5	50.0	-2.5
	10分以上	1	1	1	2年生	48.5	50.0	1.5
	10分より少ない	1	1	1	3年生	48.6	45.0	-3.6

① 各質問の回答結果が、割合(%)で表示されています。学年間によって大きな差はないかを確認してください。差がある場合、その要因は何かを検証してください。

② R4年度第1回みえスタ、R4年度全国学習状況調査の結果等と比較した、前回からの変化が表示されています。取組の成果が表れているのか、見直しが必要なのか等を検証してください。

1人当たりの年間貸出冊数		昨年からの変化
R3	100	
R4 11月時点 (見込み)	95	-5

(2) 「学習や生活習慣等に関する質問調査」と「学力向上分析シート」の関連について

令和4年度 鈴鹿市 学力向上分析シート ～全国学力・学習状況調査を通して～【〇〇小学校】

1 平均正答率

	全国	昨年度	全国との差	本年度の目標
国語	63	65.6	-2.6	-0.5
算数	62	63.2	-1.2	0

2 C層・D層の割合

	全国	自校(昨年度)	本年度の目標
国語	52.6	47.2	45
算数	49.2	48.1	45

3 テレビスゲーム

	全国	自校(昨年度)	本年度の目標
割合	30.9	30.7	30

4 SNSや動画視聴

	全国	自校(昨年度)	本年度の目標
割合	20.4	19.7	19

5 家庭学習

	全国	自校(昨年度)	本年度の目標
1時間以上	55.2	59.4	60

6 読書

	全国	自校(昨年度)	本年度の目標
10分以上	53.1	59.6	60

(市校自調査)

項目	数値
自校の1人当たりの年間貸出冊数(R3年度)*1	100
全国(R2年度)学校図書館の現状に関する調査	49
全国との差	51
自校の1人当たりの年間貸出冊数(R2年度)*2	90
R2年度との差	10
本年度の目標(自校の冊数)	110

*1 (自校のR3年度 総貸出冊数) ÷ (自校のR3年度 児童生徒数)
*2 (自校のR2年度 総貸出冊数) ÷ (自校のR2年度 児童生徒数)
※ 自校と全国では調査年度が異なりますが、一つの指標として使用しています。

〇成果 ▲課題

〇算数の～において…
〇テレビゲームについて、～などスクリーンタイムの啓発活動を行った結果…
▲国語の～において…
▲家庭学習について、～などの取組を行ったが… 等

課題改善のための具体的な取組

- ・授業力UP5★を活用して…
- ・全職員が…
- ・家庭と連携するために… 等

③ 9月に設定した目標に対する、現在の到達状況も確認してください。

④ 9月に計画した具体的な取組が、確実に実行できているのか、今回の結果にどう影響しているのかを検証し、今後の取組に生かしてください。

⑤ 取組の見直しや改善、継続について、スプレッドシートに入力してください。

(3) 「学習や生活習慣等に関する質問調査」の市全体の結果について

市全体の回答を学年別に集計し、1月中旬に、結果を各小中学校へ提供する予定です。自校における検証の視点と合わせて、御活用ください。

【2学期各校へお願いしたこと】

- 学校全体で、読書活動について具体的な方策を考え、組織的な取組を実践いただく。
- ⇒これまでの取組を見直し、自ら本を手にする子どもに
- ⇒読書指導の充実

～学校図書館巡回指導員 打合せ会議より（12月21日開催）～

【成果】

- ・昨年度より貸出冊数が増加している学校がある。（小学校20/30，中学校7/10）
特に大幅に増加している学校（7/40）
- ・図書館への来館者数が増えている。
- ・学校図書館担当者や学校長だけでなく、学校全体で読書活動の取組をおこなっている。

イベントや館内掲示

- ・秋の読書週間等で、イベントを開催。
- ・貸出冊数がすぐにわかるよう図書館周辺に掲示。
- ・先生たちのおすすめ本の紹介や、POPを書いて掲示。
- ・クラス貸し出しを活用。

ボランティアの方との連携

- ・分類の見直し、レイアウト変更。
- ・来館したくなるような掲示物の工夫やイベント準備、新刊準備等の迅速対応。
- ・開館時間、日数を増加。

その他の効果的な取組

- ・校長先生や教頭先生の、日誌へのコメント記入や、図書館来館。
- ・教員の来館、図書貸出。
- ・1人あたりの貸出冊数増。（1冊→2冊）
- ・図書委員の自主的な活動

【課題】

- ・学校図書館担当教員と巡回指導員の連携が取れていない。⇒日誌やノートを用いて、業務内容の確認+業間や放課後に図書館へ出向く。
- ・子どもたちに合った選書ができていない。⇒計画的な図書の購入、子どもたちの興味・関心や、発達段階に応じた選書が必要。
- ・貸出冊数が減少している学校がある。⇒学校全体で読書活動の取組を行う。
- ・古い本が多く、新刊を置くスペースがない。⇒除架を進めて環境整備が必要。

【3学期の取組】

- ・自ら本を手にする子どもを育てるため、引き続き、組織的な取組の実践。

3 指導教諭について

1 指導教諭の役割について

＜三重県教育委員会事務局「校長及び教員としての資質の向上に関する指標」から＞

○授業計画

高い専門性を活かした授業づくりを行うとともに、効果的な指導資料の提示・共有を図り、適切な指導・助言をとおして自校のみならず、地域内の教員の授業力向上に向けても、指導・助言ができる。

○授業実践

授業力向上に向けた取組の課題を明らかにし、他の教員の模範となる授業を自ら実践して積極的に公開するとともに、教員一人ひとりに応じた指導・助言ができる。

○授業改善

指導力向上に向けた研修会等において、高い専門性を活かし、指導力や技術力向上のための適切な指導・助言ができる。

○チームワーク人材育成

自校を中心に、授業観察を通じた指導・助言や個別相談を行う等、教職員を指導・育成することができる。

＜三重県教育委員会事務局「校長及び教員としての資質の向上に関する指標」から＞

2 令和5年度の指導教諭活用について

(1) 指導教諭配置校における活用

- ・校内における指導教諭の役割を明確化

指導教諭が十分に役割をはたすことができる校務分掌や時間割への位置づけを行う

(2) 指導教諭配置校の中学校区における活用

- ・中学校区における指導教諭の役割を明確化

自校以外の校区の学校において、中学校区として連携して取り組む目標や課題を意識した指導助言を行う（授業や校内研修等）

(3) 教職員研修講座など本市教育活動における活用

- ・研修講座等講師
- ・学力向上にかかる取組への協力

3 指導教諭研修会の開催について

指導教諭に役割について周知し、指導助言に向けた研修を実施する。

4 指導教諭活動計画について

令和5年度より、指導教諭配置校において「指導教諭活動計画」を作成。

4 情報担当の指導主事 2学期の学校訪問より

【2学期学校訪問の目的】

ICT教育における各校の1学期から2学期への変化を捉え、今後のICT教育推進のため、それぞれの学校の課題に対して、助言を行うこと

【成果】

- ・1学期と比べ、学校長、情報教育推進担当者のリーダーシップによるICT教育を積極的に推進した学校が多く見られた。

児童生徒の端末を使った授業が増加していると答えた学校【25校】(管理職の聞き取りから)

- ・特に、実技教科での使用増加が見られた。
- ・難聴の生徒や支援を要する生徒への積極的な活用が見られた。

日常的な端末持ち帰りが増加していると答えた学校【15校】(管理職の聞き取りから)

- ・低学年においても日常的ではないが積極的な端末持ち帰りがある。(小学校8校)

その他の効果的な端末活用

(教室や学校の枠を超えた活用)

- ・小学校2校を結んだ交流授業
- ・社会見学、修学旅行、カンボジアの学校と交流
- ・校外学習における欠席者のオンライン参加

(特別活動におけるICTの活用)

- ・生徒会選挙、全校集会、パソコンクラブ、代表委員会など

(校務におけるICT活用)

- ・欠席連絡、検温報告、学校アンケート、特別教室利用予約など

(校内研修におけるICT活用)

- ・研究授業、事後検討会、自主研修会など

【課題】

- ・児童生徒が端末を使った授業であっても、使うことが目的となっている授業がある。
- ・ICT支援員の活用が進んでいない学校がある。
- ・端末持ち帰りが進むことによる、端末の故障や児童生徒の目的外使用への不安が教職員にある。

【3学期の取組】

- ・特に課題を抱えている学校へ訪問し、学校の実態に合わせて支援を進める。
- ・学習場面における活用例や実践事例について、ICTシェアサイト等で発信する。

令和4年度「多文化共生教育実践 EXPO」について

1 日時 令和5年2月3日(金) 15時30分～17時00分(受付 15時00分～)

2 会場 鈴鹿市庁舎 12階 1203大会議室

3 目的

○鈴鹿市の多文化共生教育についての現状や課題を、実践交流を通して明らかにする。

○各学校における多文化共生教育の取組等を交流し、今後の教育実践の充実を図る。

4 参加者

多文化共生教育担当者, 日本語教育担当者, 外国人教育指導助手, 日本語指導講師, 希望する教員など 各校1名以上

5 実践発表校

・河曲小学校 ・井田川小学校 ・創徳中学校

6 日程

15:30～15:35 あいさつ

15:35～16:45 多文化共生教育実践発表(3校)

・各校発表 20分×3校

・質疑応答 10分

16:45～16:55 講評

16:55～17:00 アンケート記入

7 提出物及び提出締切日

・当日配布資料「学校紹介・多文化共生の取り組み」(40校)(別紙1)

・参加者報告(別紙2)

※いずれも1月20日(金)〆切

8 その他

・新型コロナウイルス感染症の感染状況によっては、開催方法が変更になることもあります。

「じんけんフェスタ in すずか」について

人権尊重都市宣言に基づいた明るく住みよい社会の実現をめざして、総合的な啓発イベント「じんけんフェスタ in すずか」を開催します。

開催に際しては、新型コロナウイルス感染症拡大の防止策を徹底し、小中学生による人権作文朗読や公演会については、座席指定券を配布し、実施します。

1 期 日 令和5年1月14日(土)15日(日)10:00~16:30

※15日(日)は16:00まで

2 会 場 イスのサンケイホール鈴鹿

3 主 催 鈴鹿市, 鈴鹿市教育委員会

1月14日(土) 会場/イスのサンケイホール鈴鹿 座席指定券が必要

《小中学生による人権作文朗読》14:00~14:20 (開場 13:00)

人権作文朗読予定者

「日本の学校(ESCUELA JAPONESA)」 桜島小学校 3年生 クエト エイミ さん

「友達の大切さ」 椿小学校 6年生 坂口 蒼菜 さん

「障がいは、はねとばせる」 天栄中学校 2年生 矢橋 陸空 さん

《公演会》 14:30~16:30

演題:「新ちゃんのお笑い人権高座とゆかいな仲間たち」

1月14日(土)15日(日)会場/イスのサンケイホール鈴鹿ロビー(観覧自由)

《小中学生の人権ポスター代表作品の展示 等》 10:00~16:00

1月14日(土)~15日(日)の期間中、小中学生人権ポスター代表作品や人権啓発パネル等を展示します。

入場
無料

1/14

土



じんけん フェスタ inすずか

令和5年1月14日(土)・15日(日)

10:00~16:30

(15日(日)は16:00まで)

イスのサンケイホール鈴鹿
(市民会館)

10:00~11:00 (開場9:30)

- 展示室 定員50人 要座席指定券
- ザ・ふんころがしのかなちゃんとおそぼう

14:00~14:20 (開場13:00)

- ホール 定員600人 要座席指定券
手話通訳・要約筆記あり 託児あり
- 小中学生による人権作文朗読

14:30~16:30

- 公演会
新ちゃんのお笑い人権高座と
ゆかいな仲間たち



桂勢朝さん(落語家)



露の新治さん(落語家)



露の新幸さん(落語家)



豊来家板里さん(太神楽曲芸術)

1/15

日

13:30~15:30

(開場12:30)

- ホール 定員600人
要座席指定券 託児あり
- 人権を考える市民のつどい
映画上映会
「ワンダー 君は太陽」

- 申込み 令和4年12月26日(月)必着!までに、①件名(「新ちゃん公演会希望」)、「ザ・ふんころがし(希望)」、「つどい映画希望」、「全て希望」など、希望する内容を記入してくださいの返郵便番号(住所)氏名(年齢)電話番号(敬称)を記入の上、同封せりメール、または、FAX又は、直接窓口(平日9時30分~17時15分)でお申し込みください。
※座席指定券は、1回のみ申込みで1枚までとなります(1人につき1枚必要)。
※メールの場合は、件名に希望の方言を記入してください。
※応募券には「座席指定券」を発送します。なお、応募者多数の場合は、抽選により当選者を決定します。(令和5年1月6日(金)発表予定)。
※申込みの者の個人情報は、当事業以外には使用しません。
- 託児(無料) 先着15人(生後6ヵ月から小学校(学前まで))。
応募指定券申込みの際に、託児を利用するお子さんの個人数(年齢性別)を併せて記入しお申込みください。

※各イベントは、新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、定員を削減しています。

【問合せ】
鈴鹿市 地域振興部 人権政策課(鈴鹿市役所4階)
〒513-8701 鈴鹿市神戸一丁目18番18号
TEL:059-382-9011 FAX:059-382-7214
E-MAIL:jinkenseisa.ku@city.suzuka.lg.jp

主催 鈴鹿市、鈴鹿市教育委員会
協力 旭化成株式会社、住友電装株式会社、本田技研工業株式会社、鈴鹿市人権擁護委員会、鈴鹿市保健司会、障害者総合相談支援センターあい、公益財団法人鈴鹿国際交流協会

生徒指導提要について

文部科学省から12月6日、生徒指導に関する教員用手引書である「生徒指導提要」の改訂版が公表されました。

平成22年に作成された生徒指導提要は作成から10年以上が経過し、子どもたちを取り巻く環境の変化やいじめや不登校などの個別事項を取り巻く状況が大きく変化したため、これまでの取組の方向性等を再整理する形で改訂されました。

つきましては、教職員への周知及びご対応をよろしくお願いいたします。

1 各校で今年度対応をお願いしたいこと

(1) 教職員への周知

- ・ 各校生徒指導主事への研修を担当者会（小学校：2/13(月)，中学校：2/7(火)）で実施する予定
- ・ 生徒指導主事を中心に教職員への研修を各校で実施していただく予定

(2) 校則（生活のきまり）の運用・見直し【生徒指導提要 P101～103】 教職員と共通理解のもと、次年度に向けての準備をお願いしたい。

- ・ 全職員で校則等を設けた背景や理由を理解する。
- ・ 意義を適切に説明できない校則等については検証，見直しをする。
- ・ 校則等の見直しを検討する際に，児童生徒や保護者等の意見を聴取する機会等を設ける。
- ・ 児童生徒や保護者との共通理解を図るため，校則等を学校ホームページに掲載する。（公開する校則等と学校における内規の区別をつける。）
- ・ 見直し，改正の手続き方法やその過程を整理し，計画的に行う。

2 その他

- デジタルテキストとして公開されています。

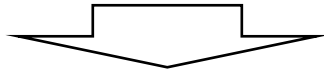
目次の表題の一部をクリックすると各ページに飛ぶようになっています。
文科省のホームページ上から閲覧できます。

なお、鈴鹿市教育委員会事務局特設サイトからも文科省のホームページにリンクするようになっています。ご活用ください。

自転車乗車時のヘルメット着用義務化について

- 1 自転車乗車時のヘルメット着用義務化について
 道路交通法が令和4年4月27日に改正され、令和5年4月26日までに施行となります。
 改正により、以下の点、教職員への周知をお願いします。

全ての自転車利用者はヘルメットの着用が努力義務



児童生徒のみならず、教職員もヘルメット着用

全ての自転車利用者についてヘルメット着用が努力義務となります

令和4年4月27日に公布された改正道路交通法により、全ての自転車利用者について乗車用ヘルメットの着用が努力義務となります。
 (令和5年4月26日までに施行されます。)

大切な命を守るため、自転車を利用する際は必ず乗車用ヘルメットを着用しましょう。

新旧対照表 道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号、令和4年4月27日公布）第63条の11

改正後	改正前（現行）
(自転車の運転者等の遵守事項) 1. 自転車の運転者は、乗車用ヘルメットをかぶるよう努めなければならない。 2. 自転車の運転者は、他人を当該自転車に乗車させるときは、当該他人に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。 3. 児童又は幼児を保護する責任のある者は、児童又は幼児が自転車を運転するときは、当該児童又は幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。	(児童又は幼児を保護する責任のある者の遵守事項) 児童又は幼児を保護する責任のある者は、児童又は幼児を自転車で乗車させるときは、当該児童又は幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。

<出典> 横浜市ホームページより

https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/kotsu/anzen/rule-manner/bicycle_helmet.html

- 2 児童生徒への安全指導について

各校から交通事故の一報をいただく中で、児童生徒が交通事故（自転車が加害の場合も含む）にあった場合、運転者から「大丈夫？」と聞かれ、とっさに「大丈夫」と答え、そのまま運転者が警察を呼ばずに立ち去ってしまうケースが頻発しています。

次の点、児童生徒に指導をお願いします。

- 痛いところを運転者に伝える。
- その場で保護者を呼んでもらう。または、学校に連絡を入れてもらう。
- 車の特徴や色、ナンバーを覚える。
- (相手の人に)「連絡先を教えてください(書いてください)。と言う。

鈴教学 第2091号
令和4年12月6日

(宛先) 各小中学校長

鈴鹿市教育長 廣田 隆延

教職員の綱紀粛正及び服務規律の確保について（通知）

教職員の服務規律の確保等について、別添（写）のとおり三重県教育委員会教育長から通知がありましたので、教職員に周知し、一層の注意が払われるよう指導をお願いします。

記

○ 別添文書

- ・教職員の綱紀粛正及び服務規律の確保について（通知）（写）

【事務担当：学校教育課 教職員 G Tel 382-7618】

各市町等教育委員会教育長 様
各 県 立 学 校 長 様

三重県教育委員会教育長

教職員の綱紀粛正及び服務規律の確保について（通知）

このことについては、学校教育に対する県民の関心がますます高まるなか、かねてから注意を喚起し、貴職におかれても格段の配慮をいただいているところです。

県教育委員会は、令和3年3月11日に、「不祥事根絶に向けた対応策について」を发出し、学校とともに不祥事の根絶と信頼回復に全力で取り組んできました。

しかしながら、本年度、酒気帯び運転や部活動指導における体罰による懲戒処分事案が発生するなど、県民の教育に対する信頼を損なう事案が生じています。

教職員一人ひとりには、不祥事を自分事として捉え、常に自己の使命と職責の重大さを認識し、自らを厳しく律し、教育に対する県民の信頼の確保に努める必要があります。年末・年始を迎えるにあたり、下記事項について全教職員へ周知していただき、教職員の綱紀粛正及び服務規律の確保に、改めて格段の注意を払われるようお願いいたします。

あわせて、「教職員向けコンプライアンス・ハンドブック『不祥事根絶に向けて』」及び「管理職向けマニュアル『不祥事根絶に向けて』」を活用するとともに、今年度作成した事例をはじめとする種別ごとの事例シートを用いて、不祥事発生に係る原因や背景及び対応策を考える機会を設定するなど、不祥事根絶に向け、校長のリーダーシップのもと、主体的に取り組を進めてください。

各市町等教育委員会にあっては、これらのことを所管の校長に周知し、その趣旨の徹底と適切な指導を図られるようお願いいたします。

記

1 わいせつ行為等の根絶について

児童生徒の成長に直接関わる教職員による盗撮等を含むわいせつ行為、セクシュアル・ハラスメント等はあるべきではないことである。令和2年9月に「懲戒処分の指針」を一部改正し、「児童生徒に対し、わいせつ行為をした教職員等は、免職とする。」としており、程度にかかわらず断じて許されるものではないことを教職員一人ひとりが再認識するよう、所属職員へ周知徹底すること。

公立中学校、県立学校において実施する「わいせつ行為、セクシュアル・ハラスメントに関するアンケート調査」で生徒から回答があった学校においては、その内容を踏まえ、生徒との関わり方、生徒に対する言動を見つめ直す機会を設定するなど、わいせつ行為等の根絶に万全を期すこと。

わいせつ行為等は、児童生徒と職務に関係のない私的なSNS等によるやりとりをきっかけとし発生する場合があることから、教職員一人ひとりに対し、適切な取扱いについて徹底すること。また、他の教職員の目が行き届きにくい空間や自家用車内で児童生徒と1対1で対応している状況をきっかけとして発生する場合もあることから、密室に

おける個別対応を避けるとともに、やむを得ない事情により校長の承認を事前に得た場合を除いては、児童生徒の輸送のために自家用車を使用しないことを徹底すること。

なお、県教育委員会においては、「懲戒処分の指針」に則り、わいせつ事案には、厳格な処分を講じていくこととする。

2 飲酒運転の根絶と交通事故の防止について

交通事故の防止については、県全体で取り組んでいるところであり、12月1日から10日までは年末の交通安全県民運動期間とされている。また、平成25年7月1日から「三重県飲酒運転0（ゼロ）をめざす条例」が施行されているところである。

本年度の酒気帯び運転は、「みつからなければ済んでいくのではないか」という誤った認識のもと引き起こしている。これから年末・年始の時期に向けて、飲酒の機会がある場合においても、飲酒運転の危険性、反社会性を一層認識し、飲酒後は絶対に運転しないことや飲酒の機会があるときは車で出かけるなど、一人ひとりが飲酒運転0（ゼロ）をめざす決意を新たにし、飲酒運転の根絶を図ること。

また、横断歩道手前の減速・停止、横断歩道における歩行者優先を徹底するなど、児童生徒に対して範を示すべき立場にある教職員が交通法令を遵守するのはもちろんのこと、交通安全県民運動のスローガン「やさしさが安全つなぐ 三重の道 ～歩行者のハンドサインは 赤信号～」を踏まえ、自らが事故を起こすことのないよう十分注意し、交通事故の防止に取り組むこと。

3 体罰等の禁止について

体罰は、学校教育法において禁止される非違行為のみならず、児童生徒の心身に深刻な悪影響を与え、力による解決の志向を助長し、いじめや暴力行為などの土壌を生む恐れがあり、いかなる場合でも決して許されないものである。

各学校においては、決して「この程度なら指導の一環である」というような誤った認識のもとで指導を行うことがないよう、コンプライアンス研修等を通じて、体罰の定義と具体的にいかなる行為が体罰に当たるかなどを確認したうえで、体罰や体罰につながりかねない不適切な指導を見過ごしていないかを常に検証し、体罰を未然に防止する組織的な取組、徹底した実態把握、体罰が起きた場合の早期対応及び再発防止策など、引き続き、体罰防止に関する取組を進めること。

教職員は、アンガーマネジメント研修の受講等、自らの資質向上に努めるとともに、学齢、障がい、家庭環境等、児童生徒の状況や言動の裏側にある背景を踏まえたうえで、常に愛情と責任を持って指導にあたり、児童生徒が自信を喪失したり、屈辱を感じたりするような言動は厳に慎み、児童生徒の人権に十分配慮した教育活動を推進すること。

4 個人情報及び公文書等の管理の徹底について

各学校においては、児童生徒の個人情報を含む書類・電子データなど、外部に流出してはならない公文書等は施錠できる場所に保管し厳重に管理するとともに、校舎外へ持ち出さないよう徹底すること。特に、やむを得ず校舎外に持ち出す必要がある場合には、校長の許可を得るとともに、ファイルへのパスワード設定等、可能な限りの保護対策を施したうえで、自動車内等、盗難の恐れのある場所や他人の目に触れる場所には絶対に放置しないよう取扱いには細心の注意を払うこと。また、試験結果や成績等、重要な個人情報については電子メールで送信してはいけないこと、校外に持ち出す際には書面による校長の許可が必要であることを徹底すること。

各学校における具体的な管理方法やルールは、全教職員に周知し、確実に実施できるよう徹底すること。

5 勤務時間の適正管理及び休暇の適切な運用について

公務員には職務専念義務があり、長期休業中においても異なる取扱いを受けるものではないため、長期休業中の勤務日における勤務態様について、県民の批判を受けることのないよう十分留意すること。特に、新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う在宅勤務が認められているところであるが、授業等、学校運営に必要な業務が遂行できる体制を維持したうえで、適切に運用すること。

また、病気休暇の承認にあたっては、通院・治療証明書等の原本を確認し、当該職員の病状等を十分に把握すること。特別休暇においても、当該職員にその事由をできる限り具体的に記入させ、必要に応じて証明書類の提出を求めるなどしたうえで承認すること。

6 部活動等の指導における安全確保について

冬季は予想外の強風や突風の発生が考えられることや、持久走・長距離走を実施する機会が増えることから、部活動及び体育の授業や特別活動での体育的行事における安全確保と事故防止に十分注意を払うこと。

また、指導にあたっては、児童生徒の健康・安全管理に十分留意し、児童生徒の心身の状況に即した指導を計画的に実施し、特に校外で活動する際は、交通事故防止も含め、安全確保に十分留意すること。また、運動場・体育館等が安全に配慮して使用されているか、施設・設備、用具・器具が整備されているかにも留意すること。

新型コロナウイルス感染症については、感染状況を注視しつつ、児童生徒の安全・安心確保のために、引き続き基本的な感染対策を徹底しつつ、「マスク着用に関するリーフレット（厚生労働省）」等も活用して、マスクが必要ない場面では、マスクを外すことの指導や説明をするなど適切な措置を講ずること。

7 あらゆるハラスメントの防止について

県教育委員会では、「三重県教育ビジョン」において、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等のない職場づくりを進めることとしており、令和2年9月に策定した「ハラスメントの防止等に関する基本方針」に基づき、すべての教職員等が個人として尊重され、お互いに信頼し合って働ける職場環境を確立するとともに、児童生徒・保護者が教職員等を信頼し、伸び伸びと楽しく学べる教育環境の充実を図っているところである。

ハラスメントは、職員の勤労意欲を減退させ、その能力の適切な発揮を妨げる要因となるとともに、職員間のコミュニケーションが滞るなど、仕事を進めるにあたっての重大な支障となり得るものである。職場からハラスメントに関する問題の行為者や被害者を出さないよう、職員一人ひとりが、ハラスメントについて正しく理解したうえで、お互いの人格を尊重し、普段からコミュニケーションを大切にするとともに、管理職は職員の状況を把握し、風通しのよい職場づくりに努めること。

8 営利企業等への従事制限、兼職及び事業等への従事等について

公務員には営利企業等への従事制限が法で定められており、不動産の賃貸、太陽光電気の販売を含め、兼職及び事業等への従事には、任命権者（県費負担教職員の場合は各

市町等教育委員会)へ届け出て許可を受ける必要があることを周知し、教職員の管理監督に努め、県民の批判を受けることのないよう十分留意すること。

なお、短時間勤務の会計年度任用職員は、営利企業への従事等の制限から除外されているところであるが、従事する場合は、あらかじめ校長に届け出る必要がある。

9 会食、遊戯等について

民間業者、保護者、国や他の地方公共団体職員及びその他の教育関係者等、職務上利害関係のある者との会食や遊戯、贈答品の授受等、県民の疑惑を招く恐れのある行為は厳に慎み、常に公私の区別を明確にし、県民の不信を招くことのないようにすること。

10 公金等の適切な管理について

学校徴収金や各種委託金をはじめ、教職員が様々な場面で現金を扱う場合があるが、各学校においては、できる限り現金を直接扱わない方策を講じること。また、現金を直接扱わざるを得ない場合にあっては、遅滞なく金融機関に入金するなど、手元での保管期間を極力短くし、紛失や盗難被害の防止に努めること。

また、通帳・印鑑の管理、出入金手続き、及び収支に係るチェック体制を整え、単独で出入金を行えないようにするなど、公金等の一層の厳正な管理に努めること。

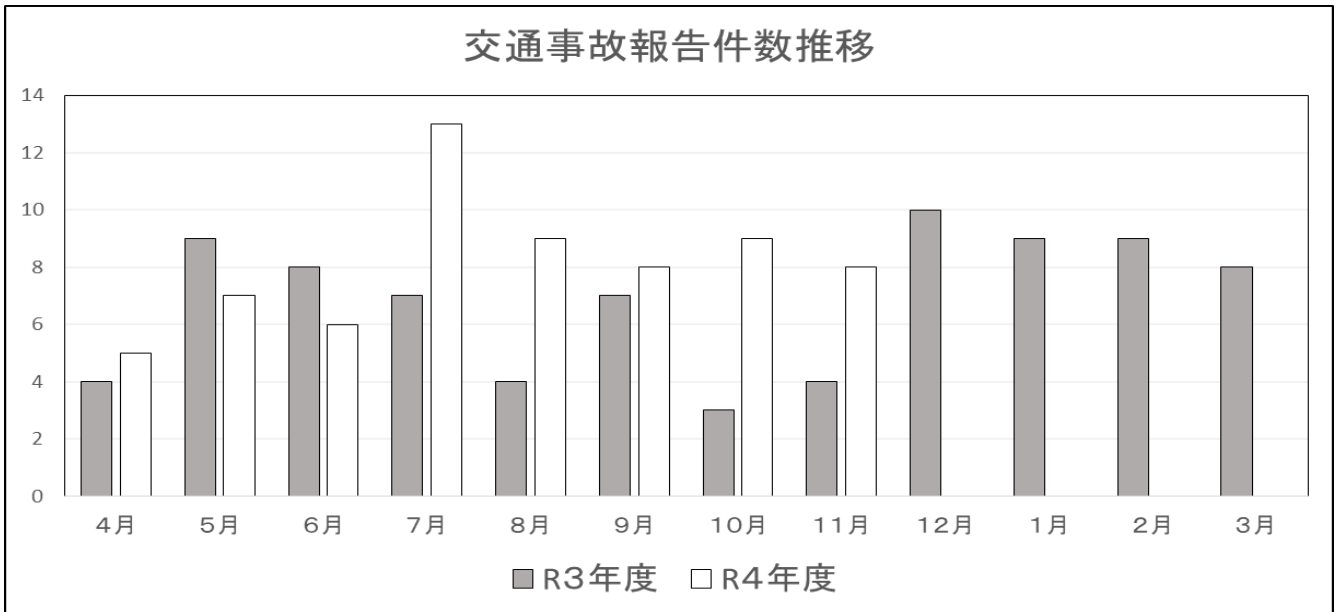
11 教職員の服務規律の確保

挨拶や保護者対応等の基本的なマナー、教職員の勤務時間中の行動（喫煙、私用電話等）、交通ルールの遵守など教職員の服務規律について、依然として県民からの意見や指摘がある。

一人の教職員の行動が、教職員全体の信用を著しく損なうことになる場合があることから、教職員一人ひとりが自覚を持ち、法令や社会規範、ルール、マナーを遵守するとともに、公正・誠実に職務を遂行し、説明責任を果たすことによって、県民の信頼に添えていくこと。

教職員課 県立学校人事班 電話059-224-2956 小中学校人事班 電話059-224-2958
--

◆ 令和4年4月1日～令和4年11月30日の状況



65件(前年度比 +19件) 11月30日現在

加害 40件(双方含む)

人身 3件

出退勤途上 27件

交差点 30件

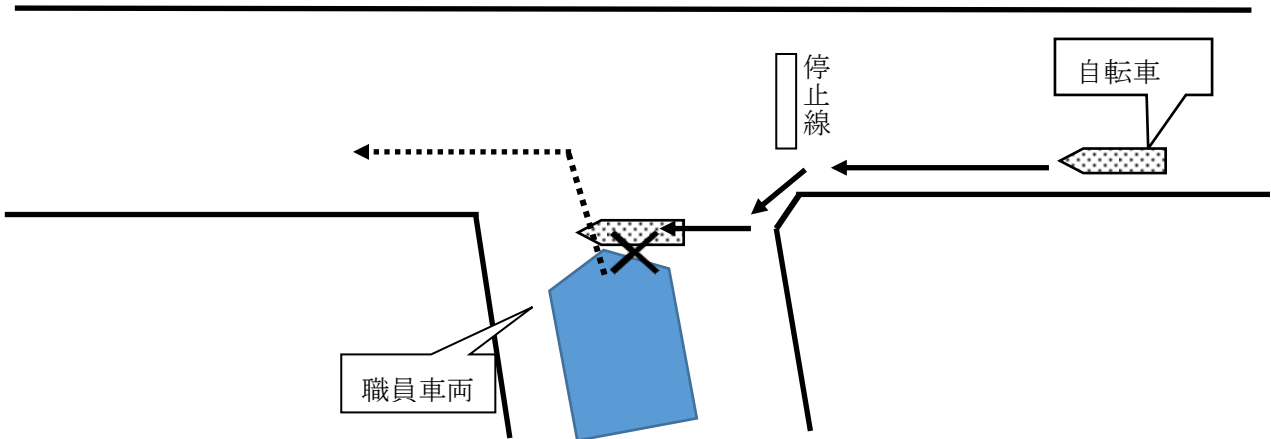
◆ 状況・傾向

令和4年度11月30日現在の交通事故発生件数は65件で、内40件が加害事故となっており、昨年度と比較すると発生件数は19件増加しております。11月は、事故発生件数8件中6件が加害事故（双方を含む）となっており、駐車場や交差点における十分な安全確認や周囲の車両の動きへの細心の注意により、防ぐことができた事故であると考えられます。1月は、寒さが厳しくなり積雪が予測されますスタッドレスタイヤなど十分な装備での走行を心がけ、いつもより心と時間にゆとりを持って運転するよう注意喚起をお願いします。

また、接触事故が起きたにもかかわらず相手がそのまま走り去る事故も発生しております。ドライブレコーダーの有効性についてもご説明いただき、搭載の検討を促していただきますよう、お願いいたします。

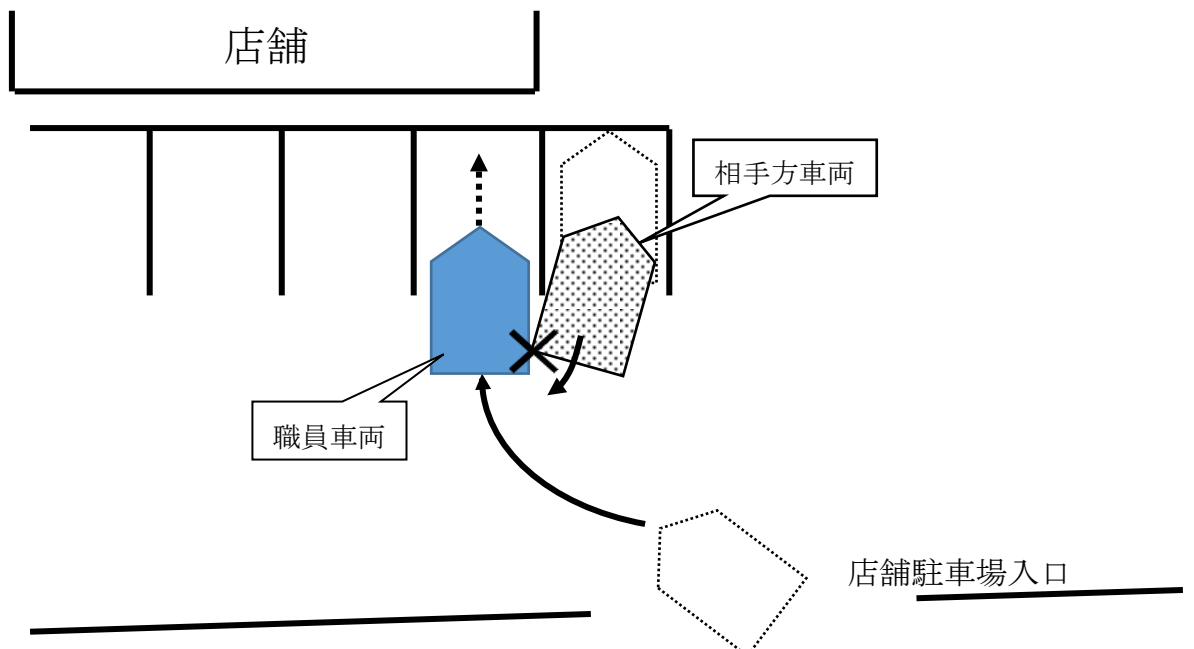
(事例1) T字交差点において、左折のため一時停止し、安全確認をした際右側からきた自転車の動きから左折すると判断し発進したが、自転車が直進したため接触した。

→ 自転車の動きに最後まで注視し、自転車の動きを確実に把握してから発進する必要があると考えられる。



(事例2) 店舗駐車場において、空いているスペースに前進して駐車しようとしたところ、急に後退し始めた右隣の車両と接触した。

→ 空きスペースに駐車する際、周囲に駐車している車両の運転席の様子を把握し、相手が自分に気づいていないことも含め、周囲の車両が不意に動き出す可能性を意識しておく必要があると考えられる。また、バックランプ、ブレーキランプの点灯には、特に注意する必要がある。



(宛先) 各小中学校長

鈴鹿市教育委員会事務局
学校教育課長

令和4年度末教職員退職者関係書類の提出について（依頼）

このことについて、三重県教育委員会事務局市町教育支援・人事監から依頼がありましたので、下記により提出いただくようお願いします。

記

1 提出書類

令和4年度末教職員退職者名簿（様式D） … 2回とも提出

※該当者がいない場合も2回とも提出願います。

2 提出期日

第1回 令和4年12月20日（火）17:00（電子ファイルで提出）

第2回 令和5年1月19日（木）17:00（電子ファイルで提出、変更のない場合も提出）

3 提出先

鈴鹿市教育委員会事務局 学校教育課 教職員G まで

4 その他

- ・名前は、戸籍に記載されている正確な字を使用すること。
- ・勤務年数は、人事記録カード等により正確にカウントすること。
- ・様式Dで2回目以降に変更のある場合は追加・変更箇所を網掛けしてください。
- ・様式Dの中に含まれる【早期】は、令和4年12月6日付鈴教学第2089号で送付した「令和4年度公立学校職員の定年前早期退職者募集実施要項」による退職を指します。
- ・令和4年度再任用教諭（フル・短時間）の方も報告対象になります。

【事務担当：学校教育課 教職員G Tel 382-7618】

(様式D)

校長会資料 (月 日) 現在
令和4年度末教職員退職者名簿
 () 教育委員会

職員 番号	番 号	地 域 名	小 中 別	職 種	勤 務 箇 所	名 前	性 別	年 齢 (R5.3.31 現在)	勤 務 年 数	定 年 早 期 普 通 の 別	備 考
	1										
	2										
	3										
	4										
	5										
	6										
	7										
	8										
	9										
	10										
	11										
	12										
	13										
	14										
	15										
	16										
	17										
	18										
	19										
	20										

※早期退職で3.31より前に退職

	1										
	2										

- (注)
1. 小学校全職種に続けて中学校全職種を記入すること。
 2. 職種は、校長・教頭・主幹教諭・指導教諭・教諭・養護教諭・栄養教諭・学校栄養職員・事務職員の順に並べること。
 3. 一部の者については、感謝状の資料となるので、名前は特に正確に記すこと。
 4. 割愛退職者については、備考欄にその旨を記入のこと。
 ※ここでの割愛退職者は「他府県」「他市町」「県立」への採用者をいう。
 ただし、東京都は割愛退職ではなく、普通退職扱いとなる為、様式E-1の県外等欄には計上しない
 5. 再任用予定者は、備考欄に「再任用予定」と記入すること。
 6. 本年度再任用者は最後に記入し備考欄に「再任用から退職」と記入する。
 7. 勤務年数は退職手当条例によること。
 8. 備考欄には、名前欄の名前の字体が異なるものについて、正しい字体を記入する。
 正しい字体の報告は、早期退職締め切り日の報告時に合わせて行う。

校長会資料

(様式D)

令和4年度末教職員退職者名簿

(月 日) 現在

() 教育委員会

〇〇小 △△中のように記入
「学校」は不要

男女の別を記入

姓と名の間は1字あける。

定年
早期
普通
と記入
★再任用は全て普通

職員番号	番号	地域名	小中別	職種	勤務箇所	名前	性別	年齢 (R5.3.31 現在)	勤務年数	定年 早期 普通の別	備考
	1										
	2										
	3										
	4										
	5										
	6										
	7										
	8										
	9										
	10										
	11										
	12										

小学校は
中学校は
と記入

校長
教頭
主幹
指導
教諭
養教
栄教
学栄
事務
と記入

R4より、年数のみとする。
端数は切捨て。
再任用は全て1年。

割愛退職者は、
〇〇県へ
△△市へ
県立へ
と記入

別枠で、3/31より前に
早期退職予定の者を記入。

※早期退職で3.31より前に退職

	1										
	2										

- (注) 1. 小学校全職種に続けて中学校全職種を記入すること。
 2. 職種は、校長・教頭・主幹教諭・指導教諭・教諭・養護教諭・栄養教諭・学校栄養職員・事務職員の順に並べること。
 3. 一部の者については、感謝状の資料となるので、名前は特に正確に記すこと。
 4. 割愛退職者については、備考欄にその旨を記入のこと。
 ※ここでの割愛退職者は「他府県」「他市町」「県立」への採用者をいう。
 ただし、東京都は割愛退職ではなく、普通退職扱いとなる為、様式E-1の県外等欄には計上しない。
 5. 再任用予定者は、備考欄に「再任用予定」と記入すること。
 6. 本年度再任用者は最後に記入し備考欄に「再任用から退職」と記入する。
 7. 勤務年数は退職手当条例によること。
 8. 備考欄には、名前欄の名前の字体が異なるものについて、正しい字体を記入する。

正しい字体の報告は、早期退職締め切り日の報告時に合わせて行う。

(宛先) 各小中学校長

鈴鹿市教育長 廣田 隆延

令和4年度公立学校職員の定年前早期退職者募集実施要項等の
送付について（依頼）

このことについて、三重県教育委員会教育長から依頼がありましたので送付いたします。

ついては、貴職より該当職員に御周知いただき、定年前早期退職を希望される方がいましたら、下記により御提出願います。

記

- 1 提出書類
 - ・早期退職希望者の募集に係る応募申請書 … 1部
- 2 提出期日
 - ・令和5年1月19日（木）17：00 必着
- 3 提出先
 - ・鈴鹿市教育委員会事務局 学校教育課 教職員G（奥山）
- 4 送付文書
 - ・令和4年度公立学校職員の定年前早期退職者募集実施要項
 - ・応募申請書
 - ・令和4年度定年及び定年前早期退職の概要一覧表
 - ・定年前早期退職者募集に係る手続き及び記入上の注意について
 - ・定年前早期退職者募集に係る事務手続きについて

【事務担当：学校教育課 教職員G Tel 382-7618】

令和4年度公立学校職員の定年前早期退職者募集実施要項

三重県教育委員会

この要項は、教職員組織の年齢別構成の適正化を通じた組織活力の維持等を図ることを目的として、早期退職者を募集（公立学校職員の退職手当に関する条例（昭和30年三重県条例第11号。（以下「退職手当条例」という。））第8条の3第1項）することについて必要な事項を定めるものとする。

1 募集の対象

一般職に属する公立学校職員（以下「職員」という。）で、令和5年3月31日現在において勤続期間が20年以上であって、年齢が45歳以上の職員とする。ただし、次のいずれかに該当する職員は応募することができない。

- ・ 非常勤職員
- ・ 臨時的任用職員
- ・ 令和5年3月31日までに定年に達する職員
- ・ 令和4年12月9日（募集開始日）において懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和4年12月9日から令和5年1月17日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

なお、勤続期間の計算については、退職手当条例第7条の規定によるものとする。

2 優遇措置

退職手当条例第4条に基づき退職手当基本額を算出する。ただし、勤続期間が25年以上の者には退職手当条例第5条を適用する。

また、退職手当条例第5条の3に基づき早期退職の特例措置（定年前1年につき3%加算（上限45%）。ただし、定年前1年の者は2%）を適用する。

3 募集の期間

令和4年12月9日（金）午前9時から令和5年1月17日（火）午後5時まで

4 退職すべき期日

令和5年1月4日（水）から令和5年3月31日（金）まで

- ・ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。
- ・ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の同意を得た上で、最小限必要な範囲内で当該期日を延期することがある。

5 応募の手続

- (1) 応募をしようとする職員は、「早期退職希望者の募集に係る応募申請書」（第1号様式の2（第9条の3関係））（以下「応募申請書」という。）に必要事項を記入の上、募集の期間内に所属長に提出する。
- (2) 県立学校の所属長は、職員から提出された応募申請書を令和5年1月24日（火）午後5時までに県教育委員会へ提出する。
- (3) 小中学校・義務教育学校の所属長は、応募申請書を、市町等教育委員会を經由して令和5年1月24日（火）午後5時までに県教育委員会へ提出する。
- (4) 選定後、令和5年2月16日（木）（予定）までに認定又は不認定の通知書を交付する。なお、応募者が次のいずれかに該当する場合は、不認定となる。
 - ・ この募集実施要項に適合しない場合
 - ・ 応募後に、懲戒処分を受けた場合
 - ・ 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する県民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
 - ・ 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- (5) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書」（第1号様式の3（第9条の3関係））を応募申請書と同様の方法で提出する。

6 その他

その他この要項の実施に関し必要な事項は、別に定める。

令和4年度 定年及び定年前早期退職の概要一覧表

校長会資料

(教育委員会)

区分		基準		優遇措置		退職発令日	応募期間
退職区分	給料表	職種	年齢 (R5.3.31現在)	勤続期間	退職手当基本額の適用条項		
定年	高教	全職員	60歳以上	勤続25年以上	5条	令和5年3月31日（定年に達した日から令和5年3月30日までにその者の非違によることなく退職した場合は、定年と同様とする）	
	中小教			勤続11年以上25年未満	4条		
	行政 学栄 現業			勤続11年未満	3条		
早期退職 (応募職員)	高教	全職員	45歳以上	勤続20年以上25年未満	4条、 5条の3（定年前1年につき3%加算 ただし、定年前1年の者は2%加算）	令和5年1月4日 ～	令和4年12月9日 ～
	中小教 行政 学栄 現業			勤続25年以上	5条、 5条の3（定年前1年につき3%加算 ただし、定年前1年の者は2%加算）	令和5年3月31日	令和5年1月17日

校長会資料

定年前早期退職者募集に係る事務手続きについて（小中学校・義務教育学校用）

令和4年12月1日
三重県教育委員会事務局
教職員課

令和4年度公立学校職員の定年前早期退職者募集

○対象職員

45歳以上かつ勤続年数20年以上

○募集期間（所属長（校長）受付け）

令和4年12月9日（金）午前9時～令和5年1月17日（火）午後5時

○退職発令日

令和5年1月4日（水）～令和5年3月31日（金）

1 認定までの流れ

（1）職員

○応募申請書（以下「申請書」という。）の提出

- ・令和5年1月17日までに所属長（校長）へ申請書を提出。（ただし、退職希望日が令和5年3月30日以前の場合は速やかに提出。）
- ・応募年月日は、所属長（校長）へ提出する日（予定日）を記入する。
- ・応募の取下げは、退職すべき期日までの期間であれば可能。

（2）所属長（校長）

○申請書の受理、市町等教育委員会へ送付

- ・定年前早期退職者募集に該当するか確認のうえ受理する。

年齢：45歳以上

勤続年数20年以上（事務職員に確認する。）

- ・申請書の受理日を「受理年月日」の欄に記入する。

※実施要項において応募する職員は募集の期間内に申請書を所属長（校長）に提出することとしており、令和5年1月17日午後5時までに所属長（校長）へ提出された申請書は有効となることから、所属長（校長）が受理年月日を記入することとする。なお、受理番号については、三重県教育委員会が記入することとする。

- ・退職希望日が、令和5年3月30日以前の場合は、受理後速やかに市町等教育委員会に連絡のうえ送付する。
- ・令和5年1月17日（最終日）午後5時までに受理した申請書を速やかに市町等教育委員会へ送付する（令和5年1月20日には市町等教育委員会へ提出する）。

(3) 市町等教育委員会

○申請書の受理、市町等教育支援・人事担当へ送付

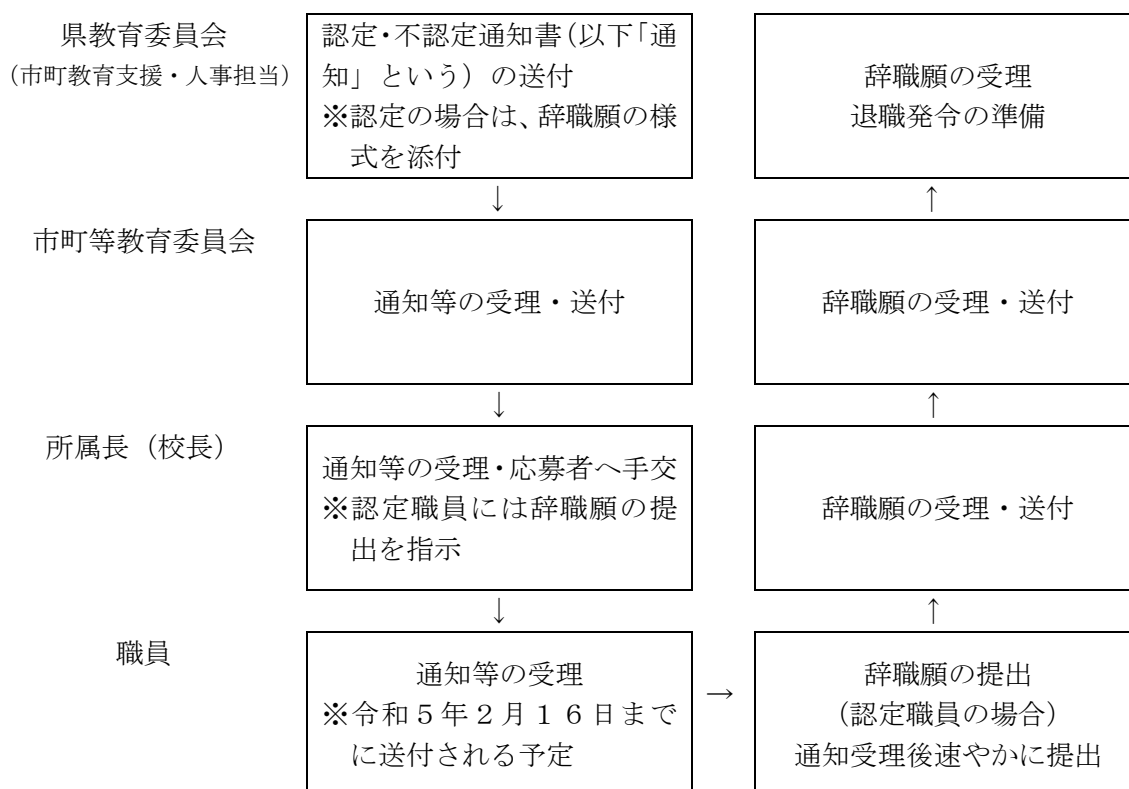
- ・定年前早期退職募集に該当するか確認する。
- ・退職希望日が、令和5年3月30日以前の場合は、受理後速やかに県教育委員会（市町等教育支援・人事担当）に連絡のうえ送付する。
- ・各所属長（校長）から提出された申請書を取りまとめ、令和5年1月24日午後5時までに、県教育委員会（市町教育支援・人事担当）へ送付する。

※令和5年1月24日午後5時までに県教育委員会（市町教育支援・人事担当）必着とするが、令和5年1月17日午後5時までに所属長（校長）が受理した申請書は有効となることから、県教育委員会（市町教育支援・人事担当）への申請書到着が遅れる可能性のある場合は必ず期日前に一報のうえ、申請書の到着状況を確認する。

(4) 県教育委員会

- ・申請書の受理
- ・認定・不認定を判断し、その結果を通知する。
- ・認定者には、認定通知書に辞職願の様式を添付して送付する。

2 認定後の流れ

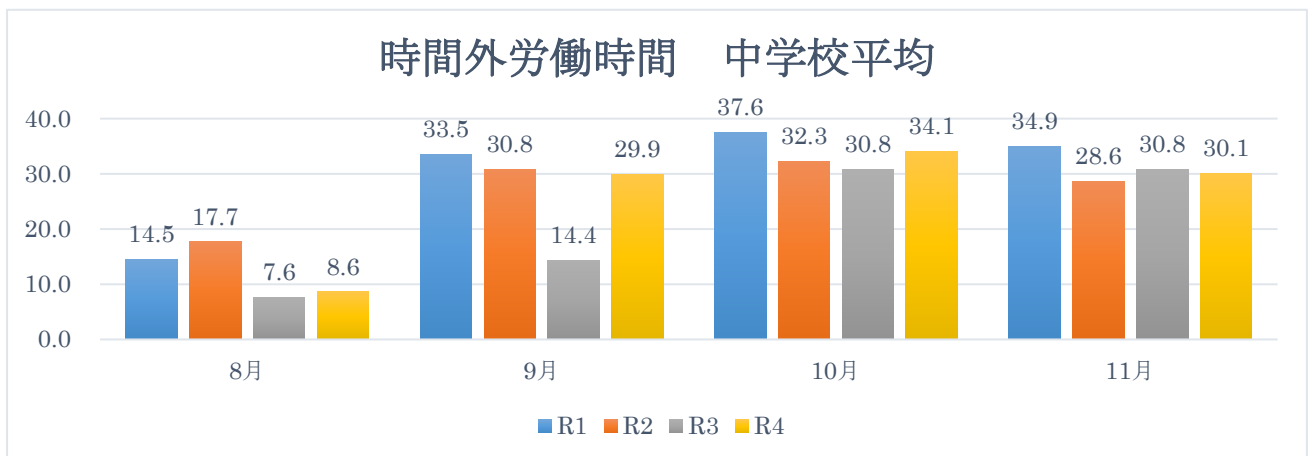
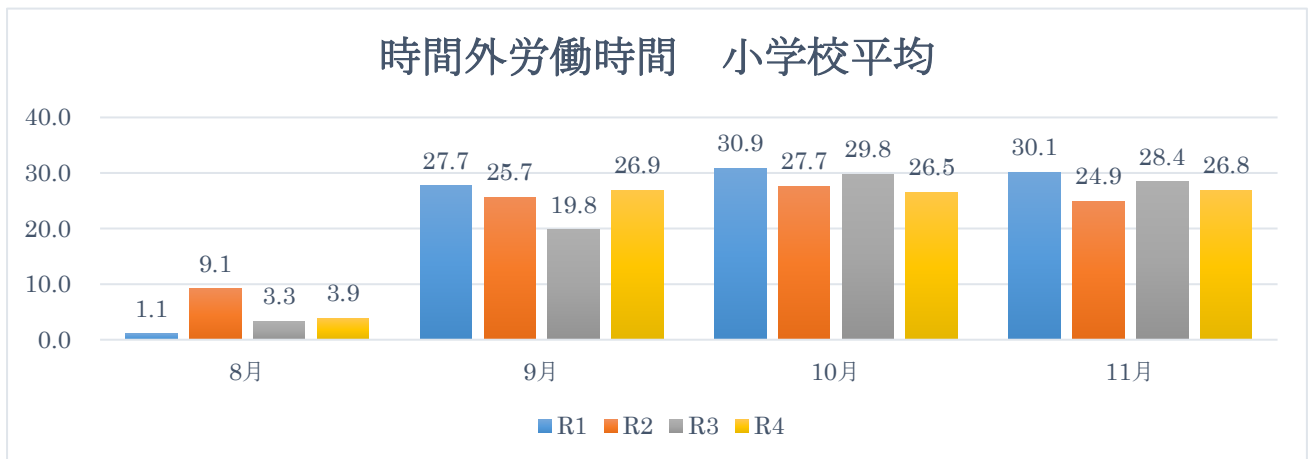
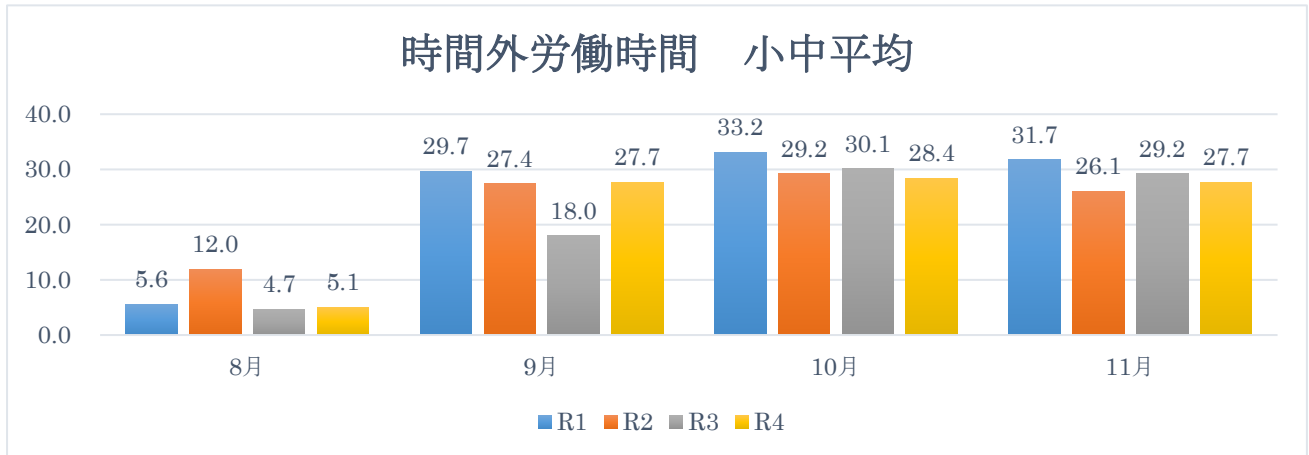


3 その他

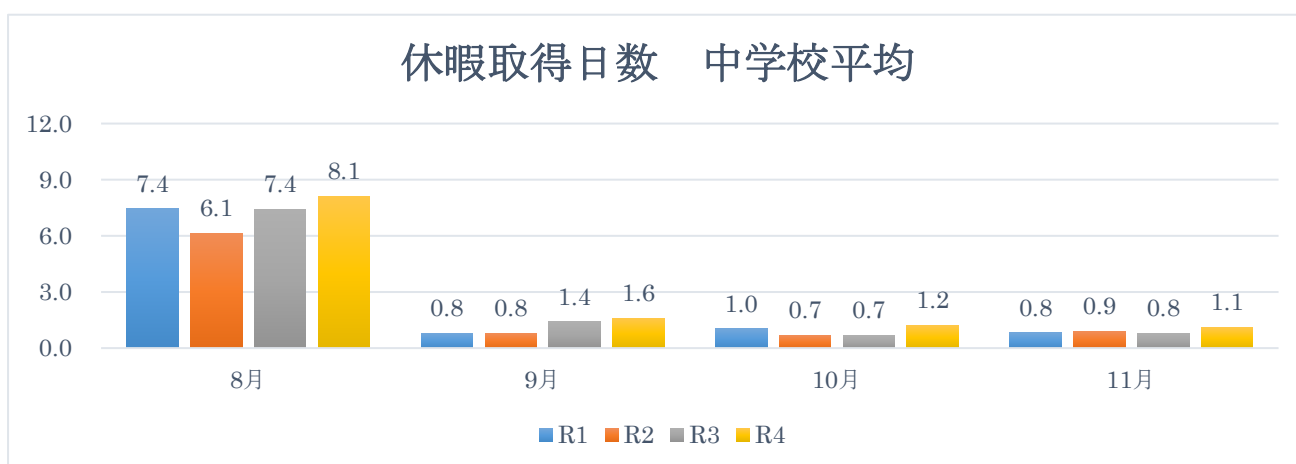
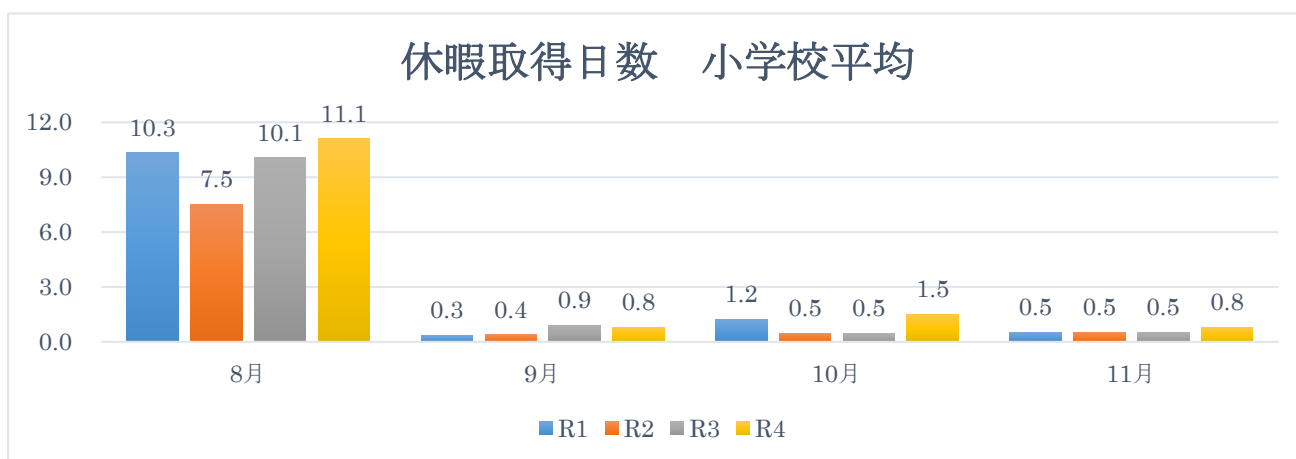
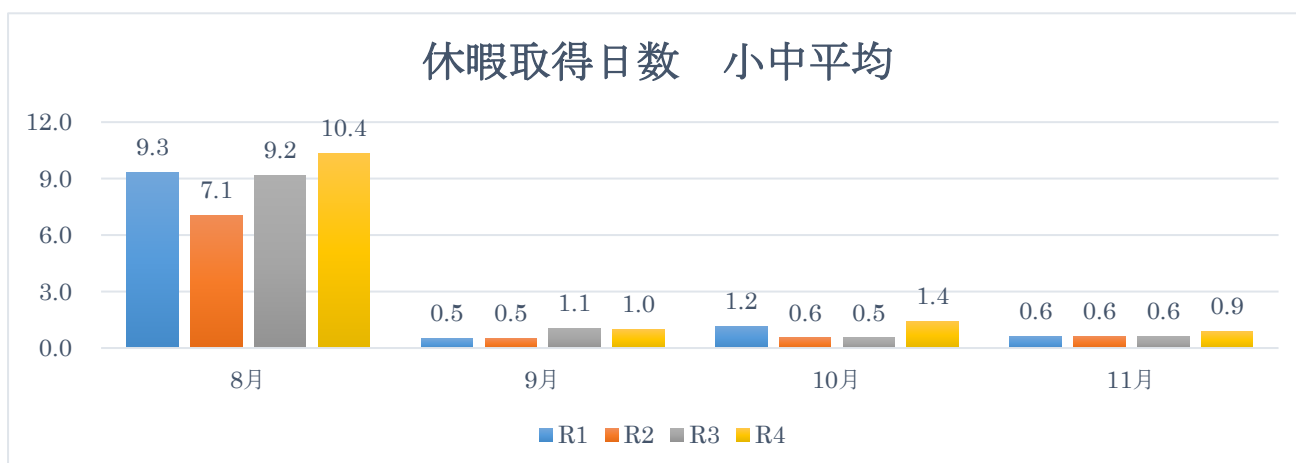
公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則に定めるその他の様式等については、必要に応じて送付する。

時間外労働時間縮減の取組状況について

1 時間外労働時間 (月平均時間) <目標値：1人当たり30時間以下>



2 休暇取得日数（年平均日数） <目標値：1人当たり22日>



3 時間外労働時間（月平均・延べ人数）

<目標値：年360時間，月45時間を超える人数 0人>

○4月～11月における時間外労働時間合計が目標値を上回っている人数

小学校・・・45人（6.1%） 中学校・・・42人（11.6%）